

平成16年5月28日

保護者様

名張市立長瀬小学校
校長 森永 義則

台風時における児童の登下校について

台風時における児童の安全を期するため、「台風時における児童の登下校について」を下記のように定めましたのでお知らせします。

なお、台風時その他非常災害にさいして、学校はその都度適切な指導と措置を講じますので、下記内容を十分ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 始業前に暴風警報が三重県北中部（北部・中部・伊賀）又は奈良県に発令されている場合。

- (1) 登校させないでください。
- (2) 警報が午前11時までに解除された場合は、解除後2時間の余裕をもって登校させ、授業を始めます。なお、その日の給食については準備ができない場合もあるので、各家庭において昼食の用意をお願いします。ただし、午前11時においてもなお警報が解除されない場合は、当日の授業をとりやめます。
- (3) 警報が解除されても道路・橋梁の決壊、浸水等によって登校に危険が予想される場合は、登校をやめさせてください。
- (4) 上記(2)及び(3)の場合「長瀬小学校児童連絡網」によって、地区委員（育友会役員）さんを通じて保護者に迅速に連絡を行い、その徹底をはかります。

2 始業後に暴風警報が三重県北中部（北部・中部・伊賀）又は奈良県に発令された場合。

- (1) 原則として直ちに授業を中止し、教職員指導のもとに速やかに児童を帰宅させます。
- (2) 台風の中心位置、進行方向、速度等、発令時における気象状況、道路、橋梁、浸水、山崩れ、住宅等の状況から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる児童については、学校で待機させるとともに保護者

と密接な連絡をとり適切な措置を行います。

3 暴風警報の地域的差異、学校を中心とする諸条件からみて前記1、2によることが学校運営上 適当でない場合は1、2にかかわらず校長の判断により、その都度適切な措置を講じます。

4 大雨警報、洪水警報が発令された場合も学校を中心とする諸条件により1・2・3に準じます。

名張市立長瀬小学校 緊急連絡先

長瀬小学校 69-1004

(以下個人情報のため省略)